

労働安全衛生法の化学物質規制について

建築本部工務部

①建設現場における科学物質による主な労働災害

建災防HP「建設業における新たな化学物質管理とは」より

作業分類	原因	化学物質名	被災の原因	症状
杭打設	セメントミルク	アルカリ性物質	セメントミルク運搬中に長靴に入った	火傷
コンクリート打設	生コン	アルカリ性物質	残コン片付け中、衣服を通して皮膚に接触	火傷
タイル洗い	洗剤（酸性）	洗剤（酸性）	手袋に穴が開いていて被液	火傷
塗装	塗料	有機溶剤	長時間皮膚に触れていた	皮膚障害
	シンナー	有機溶剤	目に入った	目を負傷
	剥離剤	ベンジルアルコール	不明	意識喪失・中毒症状

(2021年発生分 労働者死傷病報告より)

②対象物質

GHSラベル⇒



労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示（GHSラベル）、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）

③事業者の責務

（事業者とは元請、下請けを問わない。着色部分は、元請、下請け両方に関係するものでそれ以外は下請けに関係するもの）

- 1) ラベル表示（GHSラベル）、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施
- 2) リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置（作業方法の改善、保護具の着用、換気装置など）
- 3) リスクアセスメントの結果と、労働者の健康障害を防止するための措置の内容等を関係労働者に周知し、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存
- 4) リスクアセスメントの結果に基づき必要と認める項目の健康診断を行う
- 5) 化学物質管理者の選任（作業所は不要、工場、店舗等の事業所が対象）
- 6) 雇入時等の教育
- 7) 新たに職務につくこととなった職長などの「作業中の労働者を直接指導または監督する者」に対し、安全衛生教育を行う

④当社がおこなうこと

【書類】

- 1) 下請け業者のリスクアセスメント実施状況の確認

作業内容に「リスクアセスメント対象物」が含まれる場合は、そのリスクアセスメントと作業員への周知（教育）の記録を提出させる

- 2) SDSシートの確認

「リスクアセスメント対象物」のSDSシートを提出させる

※上記の1) 2) は、通常、下請け業者の作成する「作業手順書」に記載しているケースが多い。作業手順書を提出させ、そこに作業員の確認のサインがあるか確認すること。

主な業種：左官、タイル、内装、塗装、設備

- 3) 当社が「リスクアセスメント対象物」を支給する場合

・リスクアセスメントを実施し、使用する作業員への周知を行う

（※別紙のコンクリート、セメント等を取り扱うリスクアセスメントシートを使用）

・セメント、コンクリート等の材料業者へ安全データシート（SDS）を要求する

主な業種：左官、コンクリート打設関係者



【現場】

- 1) 化学物質リスクアセスメントポスター及び、GHSラベルの一覧表を朝礼広場等に掲示する

（GWの掲示板で安全統括部より通知済み 2024/10/9）

- 2) 当社が支給する材料（セメント等）の保管場所での掲示

GHSラベル、安全データシート（SDS）の掲示（一体型のシートもあり）を行う

※下請け業者が持ち込む材料についても、その掲示の指導を行うこと（掲示する義務は下請け）

